

健発0328第12号  
令和5年3月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 循環器病対策推進基本計画の変更について

本日、政府においては、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号。以下「法」という。）第9条第7項に基づき、「循環器病対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）の変更について、閣議決定したところである。

については、下記の内容についてご了知いただきとともに、変更後の基本計画の趣旨及び内容について、管下市町村、関係機関、関係団体、関係機関等に対する周知徹底をお願いする。

#### 記

#### 1. 都道府県循環器病対策推進計画の変更について

現在、都道府県におかれでは、法第11条第1項に基づき、都道府県循環器病対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定の上、都道府県における循環器病対策の推進に取り組んでいただいているところであるが、基本計画は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県計画の基本となるものであるので、変更後の基本計画の趣旨及び内容を踏まえ、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努められたい。

なお、都道府県計画の策定に当たっては、法第11条第3項において、「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項に規定する実施基準その他の法令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和

が保たれたものでなければならない。」と規定されていることに留意されたい。

また、都道府県計画については、医療計画等の循環器病対策に関する他の計画と一体のものとして策定すること等が可能であることを申し添える。

## 2. 都道府県計画の進捗状況の評価について

変更後の基本計画について、国は、計画期間全体にわたり、本基本計画の進捗状況を把握し管理するため、3年を目途に中間評価を行うこととしている。その際、個々の取り組むべき施策が、個別目標の達成に向けて、どれだけの効果をもたらしているか、施策全体として効果を発揮しているかという観点から、可能な限り科学的・総合的な評価を行い、その評価結果を踏まえ、課題を抽出し、必要に応じて施策に反映するものとしている。

都道府県におかれでは、都道府県計画に基づく循環器病対策の進捗管理について、P D C A サイクルに基づく改善を図り、施策に反映するよう努めるとともに、ロジックモデル等のツールの活用も検討されたい。

(参考)

【別紙 1】「循環器病対策推進基本計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）の概要

【別紙 2】「循環器病対策推進基本計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）

【別紙 3】「第 2 期循環器病対策推進基本計画評価指標一覧」